平成２２年（フ）第１５９３６号
千葉県船橋市高野台４丁目４番47号
破産者　有限会社インテリアアトリエ
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９３７号
千葉県船橋市高野台４丁目４―47
破産者　小池　　豊
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９６９号
東京都墨田区京島３丁目44―14
破産者　村松ケイ子
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９７１号
東京都墨田区京島３丁目44―14
破産者　村松　和男
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９７４号
千葉県千葉市稲毛区小仲台８丁目18番２号
破産者　有限会社ルネサンス
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０２７号
東京都荒川区荒川４丁目35番９―703号
破産者　東京技研株式会社
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０３７号
神奈川県小田原市矢作10―１―201
破産者　白石　順也
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０４４号
埼玉県春日部市備後東６丁目１―14
破産者　芹澤　真弓
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０４９号
東京都国立市富士見台１丁目17番17号　信和第二ビル１Ｆ
破産者　株式会社タフネット
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０５０号
東京都府中市西原町４丁目１－６
破産者　太田ひとみ
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０５１号
埼玉県所沢市大字山口1301―19
破産者　高橋　純一
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０７１号
神奈川県横浜市中区立野36
破産者　佐藤　雅美
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０７９号
埼玉県川越市吉田163番地18
破産者　ドリームパル株式会社
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０８０号
埼玉県川越市吉田新町３丁目23―４　小嶋荘２号棟102、開始決定時の住所埼玉県川越市大字吉田163―18
破産者　菊地　勝彦
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１０４号
東京都足立区中央本町３―16―21、商業登記簿上の本店所在地愛知県名古屋市東区東桜２丁目９番32号
破産者　有限会社ケイ・ミズタニ
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１１１号
東京都江東区住吉１丁目14番７号
破産者　有限会社第一建具店
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１１２号
東京都江東区住吉１丁目14―７
破産者　助川千代子
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１５１号
神奈川県横浜市港北区綱島西２丁目13番７号　パール綱島マンション304号
破産者　有限会社シー・エフ・シー・ジャパン
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２０１号
東京都豊島区西巣鴨３丁目24番７号
破産者　三協商事株式会社
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２４１号
東京都千代田区岩本町３丁目11番７号　滝上ビル
破産者　株式会社サングローリー
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２４２号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目２―１―204
破産者　星野　正臣
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２４３号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目２―１―204
破産者　星野　富彌
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部